

(設置)

第1条 市民の芸術文化の振興及び交流の促進を図り、もって文化の向上と福祉の増進に資するため、大船渡市民文化会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船渡市民文化会館	大船渡市盛町字下館下18番地1

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用の許可)

第5条 会館の施設、附属設備、備品等(以下「会館の施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は中止しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、会館の施設等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 会館の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、会館の管理上特に必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館からの退館を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。(3) 前条第3項の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) 会館の管理上特に必要があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定により、使用者に損害を生ずることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第7条 使用者は、会館の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表及び規則で定める額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、会館の施設等を許可の受けた目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、会館の施設等を使用するに当たって特別の設備を付加し、又は備付けの器具以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により生じる費用は、使用者の負担とする。

(原状回復)

第12条 使用者は、会館の施設等の使用が終わったとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 会館の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(入館の制限等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用者に命じ、又は自ら入館を禁止し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 会館の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物品若しくは動物の類を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

第15条 会館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 会館の管理について、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項に照らして指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 会館の設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 会館の管理を継続して適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定等の告示)

第17条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第18条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第19条 指定管理者が行う会館の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第20条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 会館において、市民の芸術文化の振興及び交流の促進その他会館の設置の目的を達成するための事業を企画し、及び運営すること。
- (2) 第3条ただし書の規定により開館時間を変更すること。
- (3) 第4条ただし書の規定により臨時に休館し、又は開館すること。
- (4) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (5) 第5条第2項の規定により許可をしないこと。
- (6) 第5条第3項の規定により許可に条件を付すること。
- (7) 第6条第1項の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館からの退館を命ずること。
- (8) 第14条の規定により入館を禁止し、又は退館を命ずること。
- (9) 会館の施設等の維持管理に関すること。
- (10) 会館の利用の促進に関すること。
- (11) その他会館の管理に関し市長が必要と認めること。

2 指定管理者は、前項第2号、第3号及び第5号から第8号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、会館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
 - (2) 利用状況に関する事項
 - (3) 経理の状況に関する事項
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- (補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- (準備行為)
- 2 使用許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。
- (重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部改正)
- 3 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例(昭和39年大船渡市条例第16号)の一部を次のように改正する。
- 第2条に次の1号を加える。

- (32) 市民文化会館
- 附 則(令和5年6月20日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例による改正後の第16条の規定による指定管理者の指定の手続、第17条の規定による当該指定の告示その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

- 1 大ホール及び楽屋の利用料金の上限額

区分			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	入場料が2,000円以下のとき(入場料を徴収しない場合を含む。)	平日	15,900円	23,600円	31,200円	63,600円
		土曜日、日曜日及び休日	19,000円	28,300円	37,400円	76,200円
	入場料が2,000円を超え、5,000円以下のとき	平日	31,800円	47,200円	62,400円	127,200円
		土曜日、日曜日及び休日	38,000円	56,600円	74,800円	152,400円
	入場料が5,000円を超えるとき	平日	39,700円	59,000円	78,000円	159,000円
		土曜日、日曜日及び休日	47,500円	70,700円	93,500円	190,500円
大楽屋1			800円	1,100円	1,400円	2,900円
大楽屋2			800円	1,100円	1,400円	2,900円
中楽屋1			700円	900円	1,100円	2,400円
中楽屋2			700円	900円	1,100円	2,400円
小楽屋1			1,300円	1,800円	2,300円	4,800円
小楽屋2			1,300円	1,800円	2,300円	4,800円
楽屋事務室			300円	400円	500円	1,000円
シャワー室			300円	400円	500円	1,000円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 入場料に段階を設けている場合は、その最高額をもって上表を適用する。
- 3 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。

- 4 大ホールを商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合は、入場料が5,000円を超えるときの区分を適用する。
 - 5 第4条ただし書の規定により臨時に開館したときの大ホールの利用料金は、土曜日、日曜日及び休日の区分を適用する。
 - 6 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、午前0時から正午までの間は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの間は午後1時から午後5時までの、午後5時から午前0時までの間は午後6時から午後10時までの利用料金の額の1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
 - 7 大ホールを準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合は、入場料が2,000円以下のときの区分の額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 8 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
 - 9 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 附属施設の利用料金の上限額
- (1) マルチスペース等の利用料金の上限額

区分		1時間当たり	全日 (午前9時から午後10時まで)
マルチスペース	入場料を徴収しないとき	1,600円	18,700円
	入場料が1,000円以下のとき	2,400円	28,000円
	入場料が1,000円を超えるとき	3,200円	37,400円
展示ギャラリー	入場料を徴収しないとき	400円	4,600円
	入場料が1,000円以下のとき	600円	7,000円
	入場料が1,000円を超えるとき	800円	9,300円
アトリエ		600円	7,000円
和室1		200円	2,200円
和室2		200円	2,200円
和室3		200円	2,200円
和室4		100円	1,100円
茶室		200円	2,200円
会議室1		400円	4,600円
会議室2		400円	4,600円
練習室1		600円	7,000円
練習室2		200円	2,200円
練習室3		200円	2,200円
スタジオ		800円	9,300円
スタジオ調整室		200円	2,200円

備考

- 1 入場料に段階を設けている場合は、その最高額をもって上表を適用する。
 - 2 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
 - 3 マルチスペース及び展示ギャラリーを商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合は、入場料が1,000円を超えるときの区分を適用する。
 - 4 アトリエ、和室、会議室及び練習室1を入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。
 - 5 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
 - 6 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
 - 7 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- (2) その他施設の利用料金の上限額

区分	1時間当たり	全日 (午前9時から午後10時まで)
中庭1	100円	1,100円
中庭2	500円	5,800円
ホワイエ1	1,300円	15,200円
ホワイエ2	1,300円	15,200円
エントランスポスターケース	—	展示品1件当たり 200円
展示ギャラリーキャットウォーク	—	展示品1件当たり 200円
イベント広場	500円	5,800円
駐車場	500円	5,800円

備考

- 1 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 2 中庭2、ホワイエ、イベント広場及び駐車場を入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の利用料金は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
- 4 中庭1の利用料金は、大ホール及びマルチスペース等で行われる催しに伴い、使用者が独自に託児を行う場合に限り徴収する。
- 5 駐車場の利用料金は、駐車場をイベントや集会等に使用する場合に限り徴収する。
- 6 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 7 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市民文化会館条例(平成20年大船渡市条例第2号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、大船渡市民文化会館(以下「会館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により会館の施設、附属設備、備品等(以下「会館の施設等」という。)の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大船渡市民文化会館使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 使用申請書の受付期間は、次に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 大ホール及び大ホールと併せて使用する施設にあっては、使用しようとする日(連続して2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の1年前の月の初日から使用日の1月前まで(公演を伴わない練習で大ホールを使用する場合は、使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の1月前まで)

(2) マルチスペース及び展示ギャラリーにあっては、使用日の属する月の6月前の月の初日から使用日の1月前まで(マルチスペースを公演を伴わない練習でしようとする場合又は展示ギャラリーを展示目的以外でしようとする場合は、使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の1月前まで)

(3) 前2号に掲げる施設以外の施設にあっては、使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日まで

(4) マルチスペース及び展示ギャラリーと併せて大ホール以外の施設を使用しようとする場合(第1号に掲げる場合を除く。)は、前2号の規定にかかわらず、使用日の属する月の6月前の月の初日から使用日の4月前まで(使用許可)

第3条 指定管理者は、会館の施設等の使用を許可したときは、大船渡市民文化会館使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可は、使用申請書を受理した順とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の変更及び中止)

第4条 会館の施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、大船渡市民文化会館使用変更申請書(様式第3号)又は大船渡市民文化会館使用取消申請書(様式第3号の2)に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書が提出された場合において、適当と認めたときは、大船渡市民文化会館使用変更許可書(様式第4号。以下「変更使用許可書」という。)又は大船渡市民文化会館使用取消許可書(様式第4号の2)を使用者に交付するものとする。

(許可書の提示)

第5条 使用者は、会館の施設等を使用するときは、使用許可書又は変更使用許可書を携帯し、指定管理者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(附属設備等の利用料金)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)の利用料金の額は、別表のとおりとする。

(利用料金の納付時期)

第7条 利用料金は、会館の施設等の使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、あらかじめ許可された使用時間を超えた場合の超過時間に係る利用料金及び附属設備等の利用料金は、使用後に支払うことができる。

2 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、納付時期は、指定管理者が指定する日とする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第8条の規定により減額し、又は免除(以下「減免」という。)する利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が主催する行事に使用するとき 利用料金の全額

(2) 市内の幼稚園、小学校若しくは中学校又は保育所が教育活動又は保育活動のために使用するとき 利用料金の全額

(3) 市教育委員会が共催する市民芸術祭で、参加団体が使用するとき 利用料金(大ホールを準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の大ホールの利用料金を除く。)の5割に相当する額

(4) 市内の高等学校又は大学が教育活動のために使用するとき 利用料金(大ホールを準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の大ホールの利用料金を除く。)の3割に相当する額

- (5) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき 指定管理者が別に定める額
- 2 利用料金の減免を受けようとする申請者は、使用申請書と併せて、大船渡市民文化会館利用料金減免申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金の減免を決定したときは、使用許可書と併せて、大船渡市民文化会館利用料金減免決定通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(利用料金の還付)

第9条 条例第9条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第6条第1項第4号又は第5号の規定により、使用の許可を取り消したとき 既納利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったとき 既納利用料金の全額
- (3) 第4条の規定により、使用者が使用の変更の許可を受け、当該利用料金が減額されたとき 既納利用料金のうち減額となった額
- (4) 第4条の規定により、使用者が使用の中止の許可を受けたとき 既納利用料金の5割に相当する額
- 2 利用料金の還付を受けようとする使用者は、大船渡市民文化会館利用料金還付申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金の還付を決定したときは、大船渡市民文化会館利用料金還付決定通知書(様式第8号)を使用者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた会館の施設等以外のものを使用し、又は附属設備等を移動しないこと。
- (2) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (3) 会館内外の秩序保持及び危険防止のため必要な責任者及び整理員を配置すること。
- (4) 会館の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、直ちに届け出て、職員の指示を受けること。
- (5) 条例第12条の規定により会館の施設等を原状に回復したときは、職員の点検を受けること。
- (6) 許可を受けないで広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置をしないこと。
- (7) 許可を受けないで物品の販売、提供若しくは陳列、寄附の募集又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入館者の遵守事項)

第11条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 指定した場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音又は大声を発するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 危険物、不潔な物品又は動物(身体障害者補助犬を除く。)を会館内に持ち込まないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者の立入り)

第12条 使用者は、指定管理者が職務遂行のため使用中の会館の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 条例第16条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、大船渡市民文化会館指定管理者指定申請書(様式第9号)に会館の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(事業報告書の提出)

第14条 条例第21条に規定する事業報告書は、毎年度終了後60日以内に(年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、直ちに)、大船渡市民文化会館事業報告書(様式第10号)により、市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年11月15日から施行する。

附 則(平成22年2月1日規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大船渡市民文化会館条例施行規則別表の規定は、平成22年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月7日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月20日規則第28号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日規則第5号)

1 この規則は、令和7年3月28日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

別表(第6条関係)

附属設備等の利用料金の上限額

区分	名称		使用単位	1時間当たり(円)
	分類	品目		
大ホール	舞台設備・備品	音響反射板	1式	750
		オーケストラピット	1式	750
		平台	1台	30
		所作台	1式	1,000
		仮設花道	1式	400
		金屏風	1双	250
		鳥屋囲	1式	150
		松羽目	1式	250
		演台	1式	100
		司会者台	1台	50
		紗幕	1式	150
		スクリーン	1台	150
		バレエ用シート	1式	250
		地がすり	1式	250
	音響映像設備・備品	拡声装置	1式	400
		録音再生機器	1台	50
		三点吊マイク装置	1式	150
		ワイヤレスマイク	1波	150
		コンデンサマイク	1台	80
		ダイナミックマイク	1台	50
		映写機(35mm／16mm兼用)	1台	650
		プロジェクター	1台	500
	照明設備・備品	大ホール照明Aセット	1式	1,300
		大ホール照明Bセット	1式	2,600
		大ホール照明Cセット	1式	3,900
		ボーダーライト	1列	150
		ロアーホリゾントライト	1式	200
		アッパーホリゾントライト	1式	250
		スポットライト(1.5kw)	1台	40
		ピンスポットライト(2kw)	1台	400
		本フット	1式	280
		花道フット	1式	160
マルチスペース	舞台設備・備品	舞台	1台	30
		段床客席	1式	3,300
		演台	1式	100
		司会者台	1台	50
		ホリゾント幕兼用スクリーン	1式	80
		袖幕	1対	150
		一文字幕	1枚	150

		ジョーゼット幕	1式	200
		バレエ用シート	1式	150
	音響映像設備・備品	拡声装置	1式	250
		録音再生機器	1台	50
		ワイヤレスマイク	1波	150
		コンデンサマイク	1台	80
		ダイナミックマイク	1台	50
		プロジェクター	1台	300
大ホール及びマルチスペース	舞台設備・備品	国旗・市旗	1枚	50
		指揮者用譜面台	1台	30
		指揮者台	1台	50
		演奏者用譜面台	1台	20
		コントラバス用椅子	1台	20
		チェロ用椅子	1台	20
		緋毛氈	1枚	30
		長座布団	1枚	30
		高座用座布団	1枚	30
		めくり台	1台	30
		上敷	1枚	30
		ドライアイスマシン	1台	150
	音響映像設備・備品	効果機器	1台	80
		小型ミキサ	1台	80
		中型デジタルミキサ	1台	150
		移動型スピーカー(大)	1式	250
		移動型スピーカー(中)	1式	150
		移動型スピーカー(小)	1式	50
		バウンダリーマイク	1台	80
		ダイレクトボックス	1台	80
	照明設備・備品	スポットライト(1kw)	1台	30
		スポットライト(500w)	1台	20
		カッタースポットライト	1台	30
		星球	1台	150
		パーライト(1kw)	1台	30
		パーライト(500w)	1台	20
		波マシン	1台	150
		ストリップライト(12灯)	1台	40
		ディスクマシン・スポットセット	1台	180
		スパイラルマシン・スポットセット	1台	180
		スライドキャリアマスク・スポットセット	1台	180
		スモークマシン	1台	150
		ミラーボール	1台	150
全施設共通	その他の設備・備品	フルコンサートグランドピアノ(スタインウェイD—274)	1台	1,800
		フルコンサートグランドピアノ(ヤマハCFⅢS)	1台	1,100
		アップライトピアノ	1台	80
		電子型グランドピアノ	1台	80
		展示パネル	1台	20

	丸テーブル	1台	30
	白布(丸テーブル用)	1枚	80
	白布(角テーブル用)	1枚	50
	移動型温蔵庫	1台	300
	移動型冷蔵庫	1台	300
	可搬プロジェクター	1台	200
	ノートパソコン	1台	50
	書画カメラ	1台	80
	液晶テレビ	1台	50
	ポータブルアンプ・マイクセット	1台	50
	姿見	1台	20
	可搬スクリーン	1台	50
	テント	1張	50
	紅白幕	1張	30
	DVD/VHSデッキ	1台	80
	DVD/VHSデッキ・モニターセット	1式	150
	レーザーポインター	1台	50
	電気機器持込料	1kw	50

備考

- 1 条例別表1の表に規定する施設と併せて附属設備等を使用する場合の利用料金は、上表により指定管理者が定める1時間当たりの利用料金に、午前9時から正午までの間に使用するときは3を、午後1時から午後5時までの間又は午後6時から午後10時までの間に使用するときは4を、それぞれ乗じて得た額とする。
- 2 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、上表により指定管理者が定める1時間当たりの利用料金に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
- 3 マルチスペースの舞台及び段床客席の利用料金は、設営費を含まないものとする。
- 4 ピアノの利用料金は、調律料を含まないものとする。
- 5 電気機器持込料の使用単位は、1台ごとにその表示された消費電力によるものとし、1キロワットに満たない端数がある場合には、これを1キロワットに切り上げるものとする。
- 6 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的		料 金
			営利/非営利	予定人数	
対 象 者				小 計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公益 / 収益				減 額	
				合 計 金 額	

様式第2号(第3条関係)

大船渡市民文化会館使用許可書

年 月 日

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電話

F A X

責任者住所

氏名

電話

F A X

指定管理者

大船渡市民文化会館の使用を、次のとおり許可します。

催事区分	
催事詳細	
行事名称	

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的		料 金
			営利/非営利	予定人数	
対 象 者				小 計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公益 / 収益				減 額	
				合 計 金 額	

様式第3号(第4条関係)

大船渡市民文化会館使用変更申請書

年 月 日

(指定管理者) 様

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責任者住所

氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市民文化会館の使用の変更を、次のとおり申請します。

区分	年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	料 金
変更後					
変更前					
申請理由 変更日				合 計 金 額	
				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第3号の2（第4条関係）

大船渡市民文化会館使用取消申請書

年 月 日

(指定管理者) 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市民文化会館の使用の取消を、次のとおり申請します。

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	料 金 取 消 料 金
取消理由 取消日			合 計 金 額	
			取消料金合計	
			既 納 額	
			追 徴 額	
			還 付 額	

様式第4号(第4条関係)

大船渡市民文化会館使用変更許可書

年 月 日

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責任者住所

氏 名

電 話

指定管理者

年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市民文化会館の使用の変更を、次のとおり許可します。

区分	年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	料 金
変更後					
変更前					
申請理由 変更日				合 計 金 額	
				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第4号の2（第4条関係）

大船渡市民文化会館使用取消許可書

年 月 日

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

指定管理者

年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市民文化会館の使用の取消を、次のとおり許可します。

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	料 金 取消料金
取 消 理 由			合 計 金 額	
			取消料金合計	
			既 納 額	
			追 徴 額	
			還 付 額	
取 消 日				

様式第5号（第8条関係）

大船渡市民文化会館利用料金減免申請書

年 月 日

(指定管理者) 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

大船渡市民文化会館の料金の減額・免除を、次のとおり申請します。

年 月 日	時 間	施 設 名	減 免	料 金	減免額 (減免率)
申請理由			小 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			合 計 金 額		

様式第6号(第8条関係)

大船渡市民文化会館利用料金減免許可書

年 月 日

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責任者住所

氏 名

電 話

指定管理者

大船渡市民文化会館の料金の減額・免除を、次のとおり許可します。

年 月 日	時 間	施 設 名	減 免	料 金	減免額 (減免率)
申請理由			小 計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			合 計 金 額		

様式第7号（第9条関係）

大船渡市民文化会館利用料金還付申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

大船渡市民文化会館の料金の還付を、次のとおり申請します。

年 月 日	時 間	施 設 名	請 求 理 由	過 払 額
還付請求理由				
許可年月日		還付請求額		

様式第8号(第9条関係)

大船渡市民文化会館利用料金還付許可書

年 月 日

申請者住所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責任者住所

氏 名

電 話

指定管理者

大船渡市民文化会館の料金の還付を、次のとおり申請します。

年 月 日	時 間	施 設 名	請 求 理 由	過 払 額
還付請求理由				
許可年月日		還付請求額		
還 付 額				
充 当 額				
返 金 額				

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
法人名又は団体名
代表者名

大船渡市民文化会館指定管理者指定申請書

大船渡市民文化会館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

大船渡市長 様

所在地
法人名又は団体名
代表者名

大船渡市民文化会館事業報告書

年度大船渡市民文化会館に関する事業報告書を別紙のとおり提出します。

記

- 1 管理業務の実施状況に関する事項
- 2 利用状況に関する事項
- 3 経理の状況に関する事項
- 4 その他